

# 環境審議会について

令和5年7月21日  
水道環境部 環境課

# 1. 環境審議会とは

市長に諮問に応じて、恵那市の環境に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項について調査、審議する機関

区 分	内 容
設置根拠	環境基本法（第44条） 恵那市環境基本条例（第15条）
審議内容	1. 環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項 2. 環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項 3. 環境調査、評価、監査等の結果に関する事項 4. その他環境の保全等に関し、市長から意見を求められた事項 5. 上記のほか、環境行政に関する重要事項
組織	25人以内 生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者
任期	2年

## 2. 審議会委員

---

- 委員

市民団体及び商工業、農林業、国県等の関係機関に委員を推薦依頼し、市長が委嘱

- 委員任期

令和5年7月21日～令和7年3月31日

- 審議会の開催

年2回程度

# 3. 審議事項

---

- 環境調査、評価、監査等の結果に関すること
- 恵那市環境基本計画の進行管理
- 恵那市地球温暖化対策実行計画の進行管理  
(区域施策編、事務事業編)
- ゼロカーボンシティ実現に向けた具体的な取組
- その他環境行政に関する重要事項

－ 恵那市環境基本条例抜粋 －

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本的な考え方を定め、恵那市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境は、積極的に保全し、かつ、創出する働きかけを行わなければ失われやすいという認識に立って、その保全及び創出の活動が行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共に生きる社会において、市民が安全かつ健康でうるおいとやすらぎのある快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによつて行わなければならない。

4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活と事業活動において積極的に推進されなければならない。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画を変更しようとする場合に準用する。

(審議会の設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項
- (3) 環境調査、評価、監査等の結果に関する事項
- (4) その他環境の保全等に関し、市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

(組織)

第16条 審議会は、25人以内をもって組織する。

2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

5 第15条から前条まで及び第1項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

－ 恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の抜粋 －

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

区分		報酬		費用弁償
環境審議会委員	環境基本計画に関して専門的識見を有する委員	日額	10,000円以内	旅費条例に規定するその他の職員に支給される旅費相当額
	その他の委員		3,000円	